

概要 宿舎借り上げ支援事業

1 事業概要

保育施設で雇用する保育士等が居住する宿舎（社宅）を、保育施設の運営者が借り上げる事業を実施する場合、借り上げ費用の一部を補助する制度です。

2 補助対象施設

保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所
保育ルーム・企業主導型保育事業所

3 補助対象保育士等

以下①～④の要件を全て満たす方。ただし、施設長・園長を除く。

- ① 職種：千葉市内の補助対象施設に勤務し、保育業務に従事する保育士、看護師、准看護師、保健師
- ② 勤務状況：1日6時間以上、月20日以上の勤務。正規・非正規は問わない
- ③ 雇用年度：運営者が保育士等として雇用を開始した日が属する会計年度から起算して5年目（※）までの者 ※令和8年度見込み
- ④ その他：本補助を利用したことがある法人等を令和7年4月1日以降に退職したことがない者（施設の所在地が千葉市内か市外かは問わない）

4 補助対象の宿舎

以下①～③の要件を全て満たす住居。ただし、法人や理事・役員等利害関係者が所有・賃貸する住居を除く。

- ① 雇用する保育士等を居住させる目的で、補助対象施設を運営する事業者が借り上げている住居
- ② 原則として千葉市内に所在する住居
- ③ 現に補助対象保育士等が居住している住居（住民票で確認）

5 補助対象経費

賃借料、共益費（管理費）、礼金又は更新料（礼金及び更新料は契約期間の月数で分割した額を用います。）

※上記以外の名目の費用は補助対象外（敷金、駐車場使用料、各種手数料、各種保険料、自治会費など）

6 千葉市の補助額（令和8年度の見込み）

補助対象経費（一人あたり上限65,000円/月）の4分の3の額（一人当たり最大48,750円/月）

7 よくある質問

Q：保育士等が自身で借りているアパート等の借主を、運営者に変更して宿舎とすることは可能か？

A：可能です。

Q：新たに補助を受ける場合、4月1日から補助を受けられる条件は？

A：補助開始日は、①対象保育士等の雇用開始日、②宿舎の賃貸借契約開始日、③対象保育士等が宿舎に住み始めた日（住民票上の住所を定めた日で確認します。）のうち一番遅い日付からとなりますので、4月1日から補助を受ける場合、特に②の賃貸借契約が4月1日時点で開始していること、③の対象の保育士等が住民票を4月1日までに当該宿舎に移していることが必要になります。

Q：補助対象経費と補助額の差額分は保育士本人に負担させるのか？

A：補助金を受けるためには、以下のとおり運営者負担を必須としておりまますので、差額全額を保育士本人の負担とすることはできません。

補助対象経費（一人あたり上限65,000円/月）のうち

○市負担（補助金）：4分の3 ○運営者負担：4分の1

8 スケジュール（補助金の申請・交付等）※変更となる可能性があります。

5月中旬 交付申請書・第1期概算払請求書配布及び提出依頼（締切5月末・支払7月末）

9月下旬 第2期概算払請求書提出依頼（締切10月初旬・支払10月末）

11月初旬 中間実績報告依頼（締切11月下旬）

12月中旬 第3期概算払請求書提出依頼（締切1月初旬・支払1月末）

1月初旬 実績報告依頼（締切2月下旬）

4月～5月中旬 確定払（清算）

※交付申請時の内容に変更があった場合は、変更申請を隨時提出してください。

※年度途中で交付申請を行うことも可能です。